

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

令和7年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘 件数	措置状況			意見 件数	措置状況		
		措置 済み	今回 措置	未 措置		措置 済み	今回 措置	未 措置
農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	8	—	8	—	55	—	55	—

行 経 第 106 号

令和 8 年 6 月 22 日

茨城県代表監査委員 澤田 勝 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和 7 年度包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置について（通知）

令和 7 年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、別添のとおり措置を講じたので、  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき通知する。

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
	指摘	意見	短期	中長期			
	8	55	63	0			
第2章 監査の結果							
2-1-1 農業政策課							
(1) 派遣職員負担金収入について							
1 <b>【意見】派遣者負担金収入に退職給付費用相当額を加えるべきこと</b> 常総市へ職員を派遣し、本人支給分及び県負担の所定福利費等を請求しているところ、将来、当該職員が退職時に支給される退職金の派遣期間に対応すべき金額（退職給付費用相当額）が考慮されていない状況であった。 派遣職員の県の負担分の算出にあたっては、応分の負担を求める見地から退職給付費用相当額を加えることを検討されたい。		○	○		地方自治法では「退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする」と規定されているが、「当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるとき」は、「協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる」とされている。 職員の派遣は個別にその期間や目的が異なるものであるため、派遣先団体に退職費用相当額を加えて求めるにあたっては、当該派遣の趣旨等を考慮するとともに、派遣先団体との協議も必要となることから慎重に判断し、「積極的に職員の派遣を促進し、相互間の事務処理の能率化、合理化等に資する」という法の目的を損なうことがないように、個別に検討していくこととした。	農業政策課	33
(2) 販売スタイル転換型農業チャレンジ事業費について ①資料保管方針について							
2 <b>【意見】資料の保管についてのルールを定めるべきこと</b> 補助金の申請書等の保管について、事業に応じて、保管方法（紙又はデータ）や保管先（本所又は出先機関）が様々であり、どの媒体でどの機関が保管するのか、明示されていない状況であった。 資料の保管についてのルールを定め、書類の保管方法、保存先について、一覧表を作成し、適時に確認できる体制を整備しておく必要がある。		○	○		今後同様の補助事業を実施する際は、資料の保管について、書類の保管方法と保存先の一覧表を作成し、申請書等の事業書類を容易に管理できる体制をとることとした。	農業政策課	34
②実績報告について							
3 <b>【意見】実績報告を求める措置を検討していくべきこと</b> 実績報告については、補助金が適正に活用されているかを確認する重要な資料であるところ、実績報告がなされていない場合、事業者に対して報告を促すことしかしていない状況となっている。 補助金は要綱で定める報告がなされて確定するものである旨の理解を促していく必要がある。また、報告書の提出期限を一定期間経過した場合に、補助金の取消の検討を行うなどの対応をルール化し、毅然と対応する体制を構築していく必要がある。		○	○		今後同様の補助事業を実施する際は、茨城県補助金等交付規則に従い、事業主体に対し実績報告の期限を厳守するよう指導を徹底していく。	農業政策課	34

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
	(3) 茨城県化学肥料削減緊急支援事業について ①事後確認について							
4	<p><b>【指摘】要領で定めた確認を実施すべきこと</b> 補助金の実施要領において、支援対象者の5%程度を抽出し、化学肥料削減計画書に記載された項目の取組状況を確認すると規定されているところ、確認がなされていない状況であった。 要領で定めた確認を実施すべきである。また、必要な手続きや確認事項について、チェックリストを準備し活用するなど、手続きが漏れない仕組みを構築しておく必要がある。</p>	○		○		令和7年12月末までに、補助金の実施要領に基づき、支援対象者の5%程度（142人/2,824人）を抽出し、抽出者全員が、化学肥料削減に係る取組を実施していることを確認した。 また、今後同様の補助事業を実施する際は、あらためて、事業主体に対して、必要な手続きや確認事項の周知徹底を図るとともに、事業の実施要領に沿った手続きや確認事項に漏れがないか確認するためのチェックリストを作成することとした。	農業政策課	35
	②二重申請チェックについて							
5	<p><b>【意見】手続きの適正性を担保する措置を講じるべきこと</b> 重複申請のチェックについて、事業委託者と県職員でチェックを行っているところ、県職員が行う審査チェックリストには重複申請のチェック項目がなく、重複申請が行われたか否かが不明な状況である。 手続きの適正性を担保するため、県職員が用いるチェックリストにおいても、重複申請のチェックがなされていることを確認した項目を含めるべきである。</p>		○	○		今後、同様の重複申請ができない事業を実施する際は、チェックリストを作成し、事業申請の適正化を確認していくこととした。	農業政策課	35
	2-1-2 産地振興課							
	(1) 原種生産、販売について							
6	<p><b>【意見】生産効率の改善及び適正価格について検討していくべきこと</b> 原種の生産費用と売払い収入額の乖離が大きい。 県の負担を軽減していくためには、生産費用の削減と売払い価格の値上げが必要である。儲かる農業が実現していく中で応分の負担を受益者に求めていくことも検討しつつ、原種の生産コストの削減に取り組んでいく必要がある。</p>		○	○		原種価格は生産コストに基づき適切に設定していることから、今後も現在の算定方法を維持していく。 一方で、原種生産コストのうち、人件費及び資材費は年々増加傾向であることから、省力化が可能な農業用ドローンの導入等による労働時間の削減や、土壌診断及び生育診断に基づく適正施肥による肥料費削減等、各種コストの削減に努めていくこととした。	産地振興課	40
7	<p><b>【意見】広域連携等について検討していくべきこと</b> 原種の生産において、省力機械を導入しても圃場面積が限定的で多品種を扱う状況では、最大限の効果は得られない。 単一で広大な面積で行うことが経済的であることは実証されており、他の道府県と連携し、相互に役割を担うなどの広域連携等を構築していくことも有益であると考えられる。</p>		○	○		原種生産については、各県が栽培を奨励する品種の特性や地域の需要を踏まえた上で、適切な生産技術を持った者が携わり、実施している。 広域連携等の可能性について、各県へ状況を確認した結果、各県種子条例等に基づき、各県それぞれが責任を持って種子生産を行っていく方針であることを確認した。 広域連携については、他県の状況等を踏まえ、対応を検討していくこととした。	産地振興課	42

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
	(2) 工事請負について ①令和4年度原種苗センター種子調整施設（種子自動消毒装置）更新工事について							
8	<p><b>【意見】内容に応じた契約事務を検討すべきこと</b>                      当該工事の入札参加条件として、建設工事入札参加資格名簿に「とび・土工・コンクリート工事」として登録されていることとされており、応札者は参考見積を徴取した1者のみであった。                      工事の見積内容をみると、機器本体が主なものであるところ、装置を調達し、設置するにあたって、装置調達先にその責任の下に設置を担わせることにより、「とび・土工・コンクリート工事」の登録業者を対象とした一般競争入札による必然性は無いものと考えられる。                      競争性の確保が難しく、性能等の評価が必要な装置など調達、設置にあたっては、考えられうる調達先すべてからの見積書等の徴取による随意契約によることを検討していく必要がある。</p>	○	○			契約方法については、より多くの事業者の受注機会を確保するため、一般競争入札を基本とし、その参加資格に当たっても、多くの事業者が入札に参加し、競争性を確保するよう、業務との必然性などを考慮した上で、柔軟に設定していくこととした。	産地振興課	42
	②令和5年度原種センター種子調整施設（集中操作盤）更新工事（2次側配線含む）							
9	<p><b>【意見】適正な入札参加条件の設定及び複数者からの見積徴取を行うべきこと</b>                      当該工事の入札参加条件として、建設工事入札参加資格名簿に「とび・土工・コンクリート工事」として登録されていることとされており、応札者は参考見積を徴取した1者のみであった。                      工事の見積内容をみると、電気工事が主となっており、対象業種の選定に疑問を生ずる。                      また、一般競争入札による場合に、既存設備の更新という個別性の強い工事について、1者のみの参考見積のみによることは価格の妥当性について疑念が残ることから、実際に対応可能な複数の業者からの見積りを徴取していく必要がある。</p>	○	○			契約方法については、一般競争入札を基本とし、主たる工事内容に応じた対象業種を選定することとした。 また、価格の妥当性を確保するため、見積徴取の際には、複数業者へ照会するよう取り組んでいくこととした。	産地振興課	44
	(3) 委託について ①R6茨城県ほしいもプロモーション展開事業業務委託について							
10	<p><b>【指摘】契約書の取り交わしについて適正な事務処理を行うべきこと</b>                      本件業務委託契約書は、請負人が仕事の完成を約束し注文者が結果に対して報酬を支払うことを約束する契約と考えられるため、請負に関する契約書（2号文書）に該当し、印紙の貼付が必要であるが、貼付がなされていなかった。                      印紙は貼付の可否の判断が難しく実務的にも煩雑であるため、貼付の確実性を担保するためチェックリスト等の整備が望まれる。また、貼付漏れによる過剰税や印紙コスト削減の観点からは電子契約書によることも推奨される。</p>	○		○		収入印紙の貼付漏れを防止し、貼付の確実性を担保するため、チェックリストを作成するとともに、事業者に対しては、印紙税法に基づく適切な対応について注意喚起するよう、職員に指導した。 併せて、今後は事業者の要望等を確認しつつ、収入印紙の貼付が不要な電子契約書への切り替えに努めていくこととした。	産地振興課	44

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
	②R6 高付加価値メロン商品企画業務委託							
11	<p><b>【意見】1者のみの公募型プロポーザルの有効性及び実効性について</b> 業務委託の内容が技術系の専門的な知識を有し難易度の高いものから、マーケティング的提案内容の企画力を競うものまで幅広かったため、公募型プロポーザルへの参加が1者のみであった。 一定数の応募の中から適切な事業運営能力と企画力を有する事業者を選定するという公募型プロポーザル方式の趣旨に鑑み、委託業務を総花的なものではなく関連性が高いメニューに応じた仕様設計にすることが事業の有効性と実効性の観点から有益である。</p>	○	○			令和8年度事業では、より多くの提案を受けるため、募集期間の延長等の結果、複数の事業者（2者）が参加した。 なお、ブランド化及び栽培技術の両方を含む委託業務内容とすることにより、得られたブランド化に係る知見を栽培技術にフィードバックし、ブランド化が促進される等の効果が出てきている。このため、引き続き、一体的に委託事業を実施していく。	産地振興課	45
	<p>(4) 補助金について ①R6 農業園芸共同利用施設整備事業費補助金について (i) 消費税等の扱いについて</p>							
12	<p><b>【意見】補助申請者が課税事業者であるかの確認を行うこと</b> 当該補助金の申請にあたっては、補助金申請者が課税事業者であるか否かの確認がなされた記録がなく、一律税抜での申請となっていた。本来、免税事業者にあつては、消費税等相当額は補助金の対象となるものである。 要綱に定める趣旨を適正に実施して行く上で、申請者が課税事業者であるか否かの確認を行っていく必要がある。また、課税事業者においても、簡易課税を選択適用している者の取扱いについて整理していく必要がある。</p>	○	○			令和7年度以降の交付申請様式は、免税事業者等のチェック欄を設けており、申請者が課税事業者か否か確認可能となるよう改めた。	産地振興課	46
	(ii) 補助対象者の財務内容について検討すべきこと							
13	<p><b>【意見】補助金の有効性を担保するために事業計画等を徹収すべきこと</b> 補助金は、一定の補助率が定められ、対象金額の全額を補助するものではなく、自己負担分が生ずるものである。そのため、補助金の対象事業を実施することによって、財務体質に変動を生じさせることになる。 経営状況や財務状態によっては補助対象物品に対する借入金等の経済的負担が大きく場合によっては補助金の交付それ自体が事業目的を達成するどころか経営体の経営そのものの継続性を脅かし潜在的な債務者（破産者）の出現を助長してしまうことも危惧される。 補助金の有効性は補助対象者が継続して事業を実施していくことができることが前提にもなるため、債務返済能力や借入金依存度等の現状を確認し、少なくとも補助対象資産の耐用年数に見合う期間の事業計画等の提出を受けて、経営体の財政規模に見合う交付決定の判断がなされる配慮が必要である。</p>	○	○			財務状況については、実施要領に基づいた審査を実施している。交付決定者は、必要な指導及び調整を実施できることから、今後は、交付決定者が必要と判断した場合は、収支計画等の提出を求めることとした。	産地振興課	47

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
<b>2-1-3 畜産課</b>								
	(1) 委託について ①R6 豚熱・アフリカ豚熱感染確認調査に係る死亡イノシシ等検体採取等・消毒業務委託について							
14	<b>【指摘】 契約書の取り交わしについて適正な事務処理を行うべきこと</b> 本件業務委託契約書は、請負人が仕事の完成を約束し注文者が結果に対して報酬を支払うことを約束する契約と考えられるため、請負に関する契約書（2号文書）に該当し、印紙の貼付が必要であるが、貼付がなされていなかった。 印紙は貼付の要否の判断が難しく実務的にも煩雑であるため、貼付の確実性を担保するためチェックリスト等の整備が望まれる。また、貼付漏れによる過怠税や印紙コスト削減の観点からは電子契約書によることも推奨される。	○		○		収入印紙の貼付漏れを防止し、貼付の確実性を担保するため、チェックリストを作成するとともに、事業者に対しては、印紙税法に基づく適切な対応について注意喚起するよう、職員に指導した。 併せて、今後は事業者の要望等を確認しつつ、収入印紙の貼付が不要な電子契約書への切り替えに努めていくこととした。	畜産課	53
	② R 6 銘柄畜産物ブランド支援事業（常陸牛煌トップブランド化）業務委託について							
15	<b>【指摘】 物品の管理を適正に行うべきこと</b> 実績報告書を見ると、委託費で 10 万円以上の物品の購入がされていたが、当該物品は県の所有物として管理されていない状況である。 単年度での委託契約において長期に使用する物品を購入することを認めているのは、同事業が長期間に継続されることを前提に、使用される期間にわたってリース料を支払うよりも経済的に合理的に判定されていることによるものであるが、このように購入された物品の帰属は県に属するものとして整理し、管理を行っていく必要がある。	○		○		指摘された備品については、速やかに県の備品管理台帳に登録し、県の所有物として管理を開始した。 今後とも委託費により購入された物品については、帰属は県に属するものとして台帳に登録の上、管理を行っていくこととした。	畜産課	54
<b>2-1-4 農業経営課</b>								
	(1) 委託費について ①農業参入等支援センターポータルサイト保守管理等業務委託について (i) 複数年にまたがる運用が予定されている制作物の運用委託について							
16	<b>【意見】 一般競争入札による他の業者が参加できる状況を担保するため、複数年にまたがる運用が想定される事業においては、入札参加者が支障なく業務を引き継げる状況の確保について努めるべきこと</b> 複数年にまたがる運用が予定されている制作物については、その設計書、仕様書及びマニュアルを整備し、運用に参加を希望する者が業務の内容を理解した上で、適正に執行できる状況で入札できる状況を構築していく必要がある。			○	○	いただいた意見を踏まえ、マニュアルを整備するなど入札参加者が支障なく業務を引き継げる体制を作ることとした。	農業経営課	60

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
	(ii) 令和6年4月単月におけるポータルサイト保守管理等運営業務委託契約について							
17	<p><b>【意見】適正な業務の進捗管理を行うこと</b>                      令和6年度の契約について、4月分が単月での随意契約によるものとなっていた。これは、新たな仕様を盛り込んだため、仕様書の取りまとめに時間がかかり、4月1日から開始する業務にあたって、「財務規則」に定める公告期間の10日間が取れずに、イレギュラーな対応になってしまったとのことであった。                      過去にない新規の取り組みに対応する場合は、スケジュールに余裕を持って所定の手続きを踏めるよう対応していく必要がある。</p>	○	○			令和7年度以降の契約においては適正に執行できているが、今後、新規の取組みに対応する場合は意見を踏まえ、複数の職員による業務のスケジュール管理を徹底することとした。	農業経営課	61
	(2) 補助金について ①茨城県農業信用基金協会特別準備金積立補助金について							
18	<p><b>【意見】モラルハザードを考慮すべきこと</b>                      与信管理において県がチェックを行わず、金融機関に依存している状況で、保証を実行する協会への県からの補填の事業の形態は、信用基金協会の自立、独立採算制の阻害要因となるだけでなく、融資審査時における判断においてモラルハザードを生じさせかねなく、融資をうける事業体の経営にも支障を生じさせかねないこと考慮していく必要がある。                      事業のあり方について、補助金を支給する県として、事業計画の審査、与信管理、モニタリングを行うようにする等の検討を行っていく必要がある。</p>	○	○			いただいた意見を踏まえ、信用基金協会や関係融資機関と与信管理体制の確認、代位弁済事故の発生原因の分析及び貸出審査能力の向上のための措置に係る打合せ会議を年1回以上開催することとした。	農業経営課	61
2-1-6 林政課								
	(1) 委託について ①植物園基本設計業務委託について							
19	<p><b>【意見】委託契約について適正な事務手続きを踏まえて執行にあたるべきこと</b>                      執行決議の際に会計管理課長の合議を要することとされているものの、その合議がなされていなかった。                      適切な執行を担保するために、内規をきちんと確認し必要な手続きを経たうえで事業を実施する必要がある。</p>	○	○			本件の確認後における同様の案件について、確認したところ内規に基づき適正に合議を実施しており、不備はなかった。今後も、各段階における必要な手続を十分確認し、適正な事務処理の徹底に努めることとした。	林政課	76
2-1-8 漁政課								
	(1) 委託について ①県産水産物流消費拡大業務委託費について							
20	<p><b>【意見】委託業務の実施効果について、適正な総括、評価を実施していくべきこと</b>                      委託にあたり目標とする具体的な成果を定め、実績報告には目標達成状況を求め、目標に達成した要因や未達の場合の原因を検討していく必要がある。または、事業者に当該報告を求めることが困難である場合、県で実績報告をまとめるなどを検討していく必要がある。</p>	○	○			業務委託の成果目標について、飲食店フェア前後におけるイセエビの販売数量の調査を行うこと等の具体的内容を仕様書に明確に定めるとともに、事業者からの実績報告時にはその達成状況の報告及び事業の評価・分析を求めることとした。	漁政課	83

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
	②県産シラスPR等業務委託事業について							
21	<p><b>【意見】複数者からの参考見積の徴取を求めるべきこと</b>                      当事業の公募においては、参考見積が1者で、公募も1者しかなく、当該1者により、事業が委託されている。                      プロポーザル方式は、広く多様な提案の中から最善の方式を選択しようというメリットを享受し、考えられうる最善方法を民間の中から求める趣旨からも、広く参考見積徴取あるいはそれ以前の暫定見積の段階から、協力を働きかけていくことが必要である。</p>	○	○			公募の準備段階において、価格水準や仕様の妥当性等を確認するための参考見積を複数の事業者から徴取するとともに、募集期間は2週間超を確保することとし、なるべく多くの事業者からより良い提案を受けることができるように体制を整えることとした。	漁政課	84
	(2) 補助金について ①霞ヶ浦北浦漁業構造改革緊急対策事業費について (i) 補助対象者について							
22	<p><b>【意見】効果的な補助金の支給要件について、検討すべきこと</b>                      補助対象者はトロールの許可を持ち、定置性漁法の導入により操業の多角化に取り組む漁業者で、定置性漁法に10日間出漁すると25万円が支給され、漁具を購入すると、2/3が支給されることとなっている。                      82件の申請のうち、漁具の購入の申請があったのが4件であり、事業の本来の目的が達成されたか疑問である。効果的な補助金の支給要件について、検討していく必要がある。</p>	○	○			今後、同様の補助事業を実施する際には、補助事業の目的に沿った効果的な支給要件となるよう検討することとした。	漁政課	85
	(ii) 実績報告について							
23	<p><b>【意見】適正な実績報告を求めていくべきこと</b>                      実績報告にすべての操業日ごとに操業の前後を撮影した写真の提出、売上傳票の提出を求めているところ、写真に不備があるものや、売上傳票がないものがあつた。                      実績報告として写真の提出を求めるのであれば、どのような写真とすべきかを交付要綱で詳細に記載するか、売上傳票の提出を求めるべきと考えられる。                      適正な実績報告を求めていく必要がある。</p>	○	○			今後、同様の補助事業を実施する際には、事業実施を証する根拠資料を詳細に定め、適正に補助事業の実績報告を求めることを検討することとした。	漁政課	85
	2-1-9 水産振興課							
	(1) 工事請負費について ①令和3年度鹿島漁場魚礁製作・設置工事について							
24	<p><b>【意見】工事着工にあたり、事前準備に万全を期すべきこと</b>                      当該工事は鹿島漁場に魚礁を制作・設置する工事だが、契約後に組立ヤードの変更等により工期の延長など3度の契約変更がなされている。本件工事の工期の延長については、工事を設計する段階で、組立場所の確認や設置位置の確認がなされていれば、防げたものである。                      契約後に工事がスムーズに進行できるよう事前に、関係機関との調整を図っておく必要がある。</p>	○	○			事業計画段階に加えて工事設計の段階においても、組立場所の管理者と工事内容について具体的な確認を行うとともに、複数大型船舶が航行する海域においては所管海上保安部等関係者の了承を取り付けたうえで、工事着工（発注）することとした。	水産振興課	90

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
	(2) 委託について ①養殖業相談業務について							
25	<b>【意見】委託業務の内容について再検討すべきこと</b> 当該業務は養殖業の新規参入者等への相談業務、養殖実習の受入、情報収集等であり、実績報告を見ると、相談実績件数は年間7件であり、実習の受入はなく、情報収集も12件であった。なお、他にマニュアル作成・更新なども実施したとのことではある。実績報告の相談件数及び情報収集の件数に対し、年間相談員報酬214万円を支給したことの妥当性について疑問であり、委託業務の内容について再検討すべきである。		○	○		相談業務に必要な指導技術の向上のために行っていた水産種育苗成業務を仕様書中で明確化するとともに、養殖業に参入した事業者への巡回指導（年8回程度）を追加したほか、業務日誌の提出を義務付け、業務内容を明確化することとした。	水産振興課	91
2-1-10 農村計画課								
	(1) 委託について ①鳥獣被害防止対策費について							
26	<b>【意見】提案者が検討するための十分な公告期間を確保すること</b> 当事業の公募においては、参考見積が1者で、公募も1者しかなく、当該1者により、事業が委託されている。プロポーザル方式は、広く多様な提案の中から最善の方式を選択しようというメリットを享受し、考えられうる最善方法を民間の中から求める趣旨からも、提案者が検討するための十分な公告期間を確保することが必要である。		○	○		いただいた意見を踏まえ、当該事業の公募においては、提案者が事業内容を十分に検討できるよう、これまでよりも長い1ヶ月程度の公告期間を確保することとした。	農村計画課	96
	(2) 土地改良区について							
27	<b>【意見】維持管理計画の変更を指導していくべきこと</b> 土地改良区の財政状態の健全性を判断するにあたっては、将来の負担に対する備えが出来ているかにも着眼していく必要がある。そのためには、合理的なコストを見積もる等、実態との整合がとれた適正な維持管理計画が出来ているかが重要となる。土地改良区が継続して安定的に運営されていくために、適正な維持管理計画の変更がなされ、将来の負担に備えた財務的措置がなされているか等について、検査において留意していく必要がある。		○	○		茨城県土地改良事業団体連合会が作成する経営診断の結果等を参考に、引き続き、検査において役職員に対し適正な維持管理計画を作成するよう指導することとした。	農村計画課	97
	(3) 未登記・未譲与の財産について							
28	<b>【意見】法的援用について検討していくこと</b> 農村計画課では、従来から未登記、未譲与の解消に取り組んでおり、一定の成果を上げているが、契約書、印鑑証明等が無いものや相続人の把握が困難なもの等、権利関係に起因し解消困難なものうち占有状態にあるものに対しては、民法第162条の時効取得を援用する手段を用いることも、事務整理をしていく上で有効であると考えられる。未登記あるいは未譲与の解消方法の1つの手段として検討されたい。		○	○		未登記・未譲与の早期解消に向け、手段の1つとして時効取得の援用を検討していくとともに、土地及び工作物の状況に応じ適切な処置を行っていくこととした。	農村計画課	98

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
	指摘	意見	短期	中長期			
	8	55	63	0			
2-2-3 沿岸漁業改善資金特別会計（漁政課）							
29 <b>【意見】活用状況により存続の必要性を検討していくべきこと</b> 平成30年度、令和3～6年度は貸付にニーズがなく、件数・金額もない状態となっていた。 金利状況や制度変更から、貸付対象者からは当該貸付金制度は活用されやすくなるとは見込まれるものの、今後も、当該貸付制度の利用が無い状態が継続するようであれば、廃止も検討していく必要がある。		○	○		従来の制度では、借入れに当たり人的保証（連帯保証人）を必要としていたが、令和8年度から、漁業者等の利便性向上のため、保証機関の債務保証を利用した借入れも可能となるよう制度を改正した。制度改正の内容を広く漁業者等に周知していくこととした。	漁政課	107
3-1-1 県北農林事務所							
(1) 補助金について ①儲かる産地支援事業費補助金について (i) 消費税等の扱いについて							
30 <b>【意見】補助申請者が課税事業者であるかの確認を行うこと</b> 当該補助金の申請にあたっては、補助金申請者が課税事業者であるか否かの確認がなされた記録がなく、一律税抜での申請となっていた。本来、免税事業者にあつては、消費税等相当額は補助金の対象となるものである。 要綱に定める趣旨を適正に実施して行く上で、申請者が課税事業者であるか否かの確認を行っていく必要がある。また、課税事業者においても、簡易課税を選択適用している者の取扱いについて整理していく必要がある。		○	○		令和8年度以降の交付申請様式は、免税事業者等のチェック欄を設け、申請者が課税事業者か否か確認可能となるよう改めることとした。 また、課税事業者のうち、簡易課税を選択適用している者については、みなし仕入れ率を確認することとした。	県北農林事務所	136
(ii) 補助対象資産の保有状況の確認について							
31 <b>【意見】対象資産の保有状況について、報告を求めていくべきこと</b> 機械等の資産の購入を対象とした補助金を支給したものについては、当該補助金で取得した対象資産については、その耐用年数において処分、貸付、担保に設定せずに保管を依頼する要綱となっている。 要綱の遵守状況の確認については、実施報告書で3年程度の状況の報告は受けているとのことであった。 実施報告書では、耐用年数（要報告期間）以下の年限となってしまうことも多く、また、現物確認だけでは、担保の状況を確認できないため、チェックリストを作成し事業者に対して報告させ、要綱の遵守状況を確認していくことを検討する必要がある。		○	○		令和8年度から、事業実施状況報告の様式に財産管理状況を確認するチェック欄を設けるとともに、事業実績報告書に財産の管理及び処分制限に関する事項を明記することにより、補助事業者に対して耐用年数期間中における財産管理に関する理解促進を図ることで、要綱の遵守状況を適正に確認していくこととした。	県北農林事務所	136

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
	3-1-2 県央農林事務所							
	(1) 補助金について ①R4畜産競争力強化対策事業費補助金（施設整備）について							
32	<p><b>【意見】補助対象事業者の借入金返済可能性の検証を行っていくべきこと</b> 補助対象事業を実施し、自己資金が必要な状況にあって、現在の計画認定に際して、既存借入の情報も含めた事業での返済可能性についての検討が行われていない。 補助事業を認定していくにあたっては、補助金申請書類の形式的な審査によらず、実施主体事業者の現在の財政状態及び経営成績を基に、補助金申請事業がもたらす効果とリスクを、長期的な視点で、補助金申請者が事業を継続していく上で負担とならないものとなっているかといった見地から審査を実施していくことが必要である。</p>	○	○			補助事業の認定にあたっては、整備内容と成果目標の整合性や、設備の耐用年数と政策目的の達成年限の整合性、事業実施後の申請者の経営の継続性といった多角的かつ長期的な観点から、事業主管課である畜産課と協議を行い適正に審査を実施していくこととした。	県央農林事務所	161
	3-1-5 県西農林事務所							
	(2) 補助金について ①強い農業・担い手づくり総合支援交付金について							
33	<p><b>【意見】目標未達の原因について要因を把握し、他の事業における知見として共有すべきこと</b> 当事業においては複数の目標未達成事業があり、古いものでは令和元年度の事業についてもいまだ目標達成しておらず、引き続き改善措置となっている。目標未達の事例が、目標と実績で乖離している原因を客観的に分析し、目標時の想定と実績の乖離において目標設定時の仮定が正しかったかの検証を行い、知見として共有していくことで、設定された目標の適否の判定の精度の向上に繋がるものと思料される。 また、大多数の補助金制度は、補助率が定められており、申請者の自己負担が発生させることになることから、目標設定時の未達の乖離が生じた場合に及ぼされるであろう補助申請者のリスクを補助金審査時に考慮し、目標と現実性と補助金申請額等を総合的に判断していくことが必要である。</p>	○	○			令和8年度から、目標未達成の原因を整理した事例集を作成し、関係者間で共有した上、担当者会議等で周知を図り、当該交付金等が有効に活用されるよう努めていくこととした。 なお、整理した事例集については、翌年度以降の担当者が、成果目標の妥当性を審査する上での留意点としても活用することにより、同様の未達成事例が発生しないよう、事業者の取組活動の改善につなげていくこととした。	県西農林事務所	236
	3-3-1 畜産センター（本所）							
	(1) 財産売却収入について							
34	<p><b>【意見】肉用牛受精卵の売却価格について、検討していくべきこと</b> 肉用牛受精卵の売却価格について、受精卵1個あたりのコストを算出し、この価格を基準に価格を設定している。 このコストには、人件費や設備費、供卵牛の減価償却費等は考慮されておらず、また精子価格が高額となるものについては譲渡価格における受精卵の生産コストが低減されるようになっており、県が負担する原価を回収できる状況とはなっていない。 現状の価格設定を問題とするものではないが、長期的に、県の研究が畜産業の所得向上に結び付いていく中にあるにあっては、持続安定的な研究が更なる県内の畜産業の発展に安定的に寄与するためにも、応分の負担を求めていくことも検討していくべきである。</p>	○	○			令和8年度の受精卵販売については、資材費や飼料費等が増加傾向にあることから、現状に見合った金額に設定し直した。 また、人件費や設備費等の計上については、応分の負担を求めていくことも検討することとした。	畜産センター	265

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
35	<p><b>【意見】奥久慈しゃもの事業のありかたについて検討していくべきこと</b>                      奥久慈しゃもの生産状況について、生産羽数は伸びておらず、生産戸数は減少している状況である。                      県が行う事業にあっては、現状維持での継続に留まらず、一定の成果を上げた後にはその事業をそれを担う団体等に引き継いでいながら、更なる成長に向けての事業に振り向けていくことを期するものであるが、事業の成果がうかがえていない状況にある。                      奥久慈しゃもが、農事組合法人奥久慈しゃも生産組合に限定して譲渡されている中にあることは、組合と調整を図りながら、事業のあり方について検討していく必要がある。</p>		○	○		<p>令和4年度から、県と奥久慈しゃも生産組合が共催で、新規就農者養成のための講座を開催するなど就農拡大に努めている。                      また、生産者への飼養方法の改善指導を継続的に行ってきた結果、令和4年度からは生産成績の向上が見られている。                      引き続き生産組合と連携を図りながら奥久慈しゃもの生産者の確保と生産拡大を進めていく。                      なお、県が行う事業の団体への継承については、畜産センターの研究の進め方や、しゃも組合の経営動向等を注視しながら検討していくこととした。</p>	畜産センター	265
3-3-2 肉用牛研究所								
(1) 財産売払収入について								
36	<p><b>【意見】肉用牛凍結精液の売却価格について、検討していくべきこと</b>                      基幹牛を作出していくにあたっては、多大の労力とコストを要するものであるところ、肉用牛の凍結精液について、令和6年度の譲渡本数4,000本に対し基幹牛A級の価格1,000円であるので、消費税を含めて4,400,000円程度となっている。                      現状の価格設定を問題とするものではないが、長期的に、県の研究が畜産業の所得向上に結びついていく中にあることは、持続安定的な研究が更なる県内の畜産業の発展に安定的に寄与するためにも、応分の負担を求めていくことも検討していくべきである。</p>		○	○		<p>肉用牛凍結精液の売却価格については、精液製造に必要な資材費により算定しているところだが、資材費は年々増加傾向にあることから、現状に合わせて試算を行い、他県種雄牛の販売価格も注視しながら、必要な見直しを図ることとした。</p>	肉用牛研究所	271

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
	3-3-3 養豚研究所							
	(1) 財産売却収入について							
37	<p><b>【意見】豚等の販売価格について、検討していくべきこと</b>            豚等の販売価格について、労働費（人件費）を考慮していない。県が産業の一角を担っていることを考慮すれば、相応の負担として基本生産費に含まれる労働費分の負担を受益者である畜産家に求めるのも合理性はあるものと考えられる。            現状の価格設定を問題とするものではないが、長期的に、県の研究が畜産業の所得向上に結び付いていく中であっては、持続安定的な研究が更なる県内の畜産業の発展に安定的に寄与するためにも、応分の負担を求めていくことも検討していくべきである。</p>	○	○			豚等の販売価格については、農林水産省の統計調査「畜産物生産費」の最新値を基にして、価格の見直しを行った。 また、人件費の計上については、応分の負担を求めていくことも検討することとした。	養豚研究所	277
	(2) 工事請負費について							
38	<p><b>【意見】複数者からの参考見積の徴取に努めるべきこと</b>            令和6年度畜産センター養豚研究所合併浄化槽設置工事の起工にあたり、1者から参考見積を徴取し、予定価格を算出していた。            一般競争入札を行った結果、4者からの入札があったものの、参考見積を徴取した1者を除く3者が全て最低制限価格を下回り失格となり、結果として1番高い金額を提示した同社が落札していた。            予定価格を算出するにあたり、見積りを徴取するにあたっては、複数者からの見積りを徴取する必要がある。</p>	○	○			予定価格の算出にあたっては、複数業者から見積書を徴取することとした。	養豚研究所	277
	3-4-1 農業総合センター（本所）							
	(1) 委託について ①R6 農業総合センター内ほ場防風林剪定業務委託について							
39	<p><b>【意見】予定価格の実効性を確認すべきこと</b>            R6 農業総合センター内ほ場防風林剪定業務委託について、1者より参考見積を徴取し、予定価格を算出し一般競争入札により実施している。            当該入札には4者が応札しているが、うち3者が最低制限価格以下で失格となり、見積徴取業者が自ら提出した見積価格を大幅に下回る金額かつ最低制限価格をほんの少し上回る金額で落札していた。予定価格には当該業務の適正な利益水準を担保し過度な競争を排除する意味も持ち合わせているが、当該状況において、予定価格の設定水準に疑問が残る。予定価格の実効性を確保するためにも、複数者からの見積りを徴取するか過年度の同様な事業の実績値を参考にその適正性を担保していく必要がある。</p>	○	○			予定価格の設定については、必要に応じ複数者から参考見積書を徴取するなど、適正性を担保していくこととした。	農業総合センター	284
	(2) 固定資産管理について ①コンピューター室等について (i) 不用資産について							
40	<p><b>【意見】不用品の処分を検討すべきこと</b>            利用されていない磁気テープラックや電子顕微鏡等が、予算がつかないこと等を理由に撤去されない状況となっている。            今後活用されない不用な資産については、処分を検討すべきである。</p>	○	○			いただいた意見を踏まえ、磁気テープのラックについては有効利用を検討したうえで、必要性が無いと判断された場合は処分することとし、その他の備品についても順次処分していくこととした。	農業総合センター	285

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
	(ii) 旧データセンターコンピューター室について							
41	<p><b>【意見】未利用室の有効利用について検討していくべきこと</b>                      農業総合センターの本館2階コンピューター室が温度管理できる施設となっているが、特に利用されず、備品置き場になっている。                      データセンターとしての利用がないのであれば、会議室にするなど、有効活用を検討していくことも必要である。</p>	○	○			コロナ禍以降、会議形態がオンラインに移行しており、現状執務室での対応には、機密性などの問題があることから、未利用室をオンライン会議専用の部屋として有効活用することとした。	農業総合センター	286
	3-4-2 農業研究所（水田利用研究室含む）							
	(1) 委託費について ① そば原種生産委託について							
42	<p><b>【意見】委託料の算定にあたって、最低賃金を考慮すべきこと</b>                      令和6年度のそば原種委託について、委託料の積算にあたり、作業時間に対して単価1,000円を乗じて算定していた。                      令和6年度の委託料積算時における1時間当たりの茨城県の最低賃金は953円であり、令和6年10月1日からの最低賃金は、1,005円となっている。                      委託料の積算にあたって、作業時間に対して乗ずる時間単価については、最低賃金の水準を考慮すべきである。</p>	○	○			令和8年度以降の委託料積算にあたっては、主管課と相談のうえ、最低賃金を考慮した算定となるように見直しを行うこととした。	農業研究所	291
	(2) 工事請負費について ① 令和5年度農業総合センター農業研究所農業用水送水管敷設替工事について							
43	<p><b>【指摘】一般競争入札の競争性の確保に努めるべきこと</b>                      令和5年度農業総合センター農業研究所農業用水送水管敷設替工事について、一般競争入札により実施され、応札者は1者となっていた。                      一般競争入札にあたって、参加条件を設定しているところ、入札委員会の議事録を見ると、条件を付した場合の応札可能企業が30者を超えることの確認がなされていない状態であった。                      条件を設定した上で、応札可能者が30者以上確保できることを確認していくことが必要である。</p>	○	○			担当者及び入札委員会委員に再度、規定等を周知徹底のうえ、応札可能業者の確認を行うなど、入札委員会の適正な実施に努めていくこととした。	農業研究所	291
	3-4-3 山間地帯特産指導所							
	(1) 財産売却収入について							
44	<p><b>【指摘】売払価格の客観性を確保すること</b>                      令和6年度のリンゴの売払価格の根拠について、水戸公設市場の市況を参考にした旨の説明がなされているところ、水戸公設の市況からは逸脱した価格となっていた。                      客観性を持つ価格の根拠を示していく必要がある。</p>	○	○			売払価格は、市況の高値と安値の平均にて決定することとした。	山間地帯特産指導所	295
45	<p><b>【指摘】売払先の基準を設けるべきこと</b>                      所内職員以下他の関連機関に生産物の売払を行っているところ、どこにどのように売払うという基準はないとのことである。                      外部の者への販売は間接的には近隣農家の需要を減らすことに繋がること、特定の関係団体を売払先として扱うことの公平性について考慮する必要がある。また、生産物の受渡しについての時間や費用のあり方についても、不明瞭な部分があるため、これらを検討し、売払方法についての基準を設ける必要がある。</p>	○	○			生産物の売払方法について、農業総合センター山間地帯特産指導所生産物販売取扱内規（令和8年3月31日付施行）より基準を設けた。	山間地帯特産指導所	295

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
	(2) 物品の管理について							
46	<p><b>【意見】台帳から棄却された備品について、物の処分の適正性を担保すべきこと</b>                      台帳から棄却された備品について、その後の処理の状況を確認したところ、スクラップ業者へ売却しているケースなどもあったが、棄却した備品のその後の状況を確認できるような管理はされていない。棄却した備品が、適正に処分されていることを担保するため、廃棄処理をした場合はマニフェストを保管するなど、棄却した備品のその後の状況についても確認できるよう管理することが必要である。</p>	○	○			棄却した備品については、処分状況が分かるように、備品台帳の余白に処分日・処分業者・処分方法を記載するほか、廃棄処理をした場合はマニフェストの保管を徹底することとした。	山間地帯特産指導所	296
	(3) 予算執行について							
47	<p><b>【意見】発生部署で予算執行、会計処理を検討すべきこと</b>                      100万円以上の備品の購入については、農業技術課で予算計上及びその支出がなされている。                      当該処理は、農業技術課の中での予算流用を可能ならしめるための措置であることと                      思慮され、県全体の決算としては正しくなるものと考えられるが、支出を発生場所ごとに把握し、事業と支出を管理しようとする場合には、弊害を生じることと考えられる。                      管理をしていく上では、発生場所に支出を負担させるようにしていくことを検討していくことも有用である。</p>	○	○			100万円以上の備品等の会計処理については、会計管理課通知等に基づき、公所の事務負担軽減及び本庁での集中調達による事務処理の効率化のため、所管課において予算執行及び支出を上記規則のとおり実施している。 各所属の業務において実際に発生する費用を把握しておくことについては、財務システム等から把握しているため、公所において予算の執行状況を把握できている状況である。	山間地帯特産指導所	296
3-4-4 鹿島地帯特産指導所								
	(1) 需用費（修繕工事について） ①令和6年度鹿島地帯特産指導所外周フェンス修繕業務について							
48	<p><b>【意見】複数者からの参考見積の徴取すべきこと</b>                      令和6年度鹿島地帯特産指導所外周フェンス修繕業務について、1者より参考見積を徴取し、予定価格を設定しているところ、一般競争入札の結果、落札者額は予定価格の47.32%の状況であった。                      当該状況は、参考見積を1者のみからの徴取によったことから、予定価格が高く設定されていたこととみられる。参考見積を複数者から徴取していく必要がある。</p>	○	○			予定価格の設定については、必要に応じ複数者から参考見積書を徴取するよう努めていくこととした。	鹿島特産指導所	299
	(2) 固定資産について ①用途廃止の財産の処分について							
49	<p><b>【意見】処分を適正に実施していくべきこと</b>                      遊休資産の状況を確認したところ、二連棟大型ハウス及び電気マッフル炉が、遊休資産となっていた。二連棟大型ハウスは、帳簿上の棄却は行われており、電気マッフル炉は帳簿にまだ記載があるが、いずれも予算措置の都合により現物は処分できていないとのことであった。                      大型ハウスについては、突風などによる二次被害の危険や雑草管理に不便さがあることから、早期の撤去を検討していくべきである。</p>	○	○			大型ハウスについては、安全確保を最優先とし、令和8年1月20日に解体・撤去作業を完了した。マッフル炉についても、計画的に廃棄処分を進めることとした。	鹿島特産指導所	299
	(3) 劇薬剤の管理について							

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
50	<p><b>【指摘】劇薬剤の管理について、使用状況が確認できるものとすべきこと</b>                      劇薬剤の管理に当たっては、様式第157号供用品(原材料)受払カードで管理されていたが、記入状況は、未開封が1、開封後が0.5として記入されているのみであった。                      この状態では、使用状況が確認できないため、使用者及び使用量を記録し、より精緻な残存量を把握できるよう、管理を行っていく必要がある。</p>	○		○		劇薬物の管理に関しては、現在使用している受払カードに使用の都度、ml単位での使用量の記録を徹底し、定期的な棚卸を実施することとした。	鹿島特産指導所	300
3-4-5 農業大学校								
(1) 農業大学校の経営について								
51	<p><b>【意見】将来的には統合を検討していくべきこと</b>                      在校生に対して、多くの職員が必要な要因として、農学部は茨城町、園芸学科は坂東市にキャンパスを設置し、離れた別の場所で運営されていることにより、学校運営(寮運営を含む)に関する職員が二重にかかっていることが考えられる。また、学校の学科の授業においては、外部講師(R7年度では26名)を招聘し、科目ごとに授業を受け持つ学科における授業も各所で行われることにより、共通の授業も2回実施される必要があるなど、同一箇所、併せて実施できた場合に比べると支出が余計にかかることになる。                      将来的には、1箇所で集約していくことを検討していくことが有効である。</p>		○	○		いただいた意見を踏まえ、職員の配置や学校運営の効率化のため、集約を含め、検討に必要な情報収集を行っていくこととした。 各学科共通の授業については、授業の質を確保しつつ、一部の科目においてリモートにより農学科(茨城町)・園芸学科(坂東市)同時に実施できるよう検討を進めているところである。”	農業大学校	307
52	<p><b>【意見】学校運営として専門的な見地から経営を検討していくこと</b>                      現在、大学校の運営は、農業職あるいは事務職の職員が、県の定期異動の中にあつて、その運営を行っている。                      学校運営において学生確保は死活問題であり、少子化の中、他の大学、短大、専修学校にあっては、如何に自らの学校に生徒を引き付けられるか切迫感を感じている。                      そのような中で、定期異動を伴う職員による学校運営が、入学対象となる学生、その親あるいは高等学校の先生に対して信頼を得る状況を築いていけるのかという疑問が生ずる。                      大学校としての意義、魅力度を上げていく上で、その運営にあたる専門性ある職員を長期的に配置していく検討が必要である。</p>		○	○		いただいた意見を踏まえ、効果的・効率的な人事配置について総務部と協議し検討するとともに、職員の専門性については、校内研修の実施や外部研修への派遣等により強化していくこととした。 また、学校運営、特に学生募集については、令和7年度より新たに県外高校への学校案内訪問の実施や高校1、2年生を対象とした本校紹介の出前講座を実施しているところである。 加えて、従来から行っていたオンラインオープンキャンパスや個別見学会の開催回数を増やすとともに、学校紹介動画の見直し等を行っているところである。	農業大学校	307
53	<p><b>【意見】学科等について検討していくべきこと</b>                      農業大学校の入学者を見ると、畜産学科が著しく低い状況となっている。                      県として大学校の畜産学科に対してのニーズが減少している要因を検討し、減少している状況が継続していくことが見込まれるのであれば、学科等について、近隣他県と分業しながら、一定数の学生を確保していく方策を検討していくことも有益であると考えられる。</p>		○	○		畜産学科の学生募集に関して、県内の農業系高校だけでなく、当校への進学の実績のある他県の畜産学科を有する高校を訪問する等の強化を図っているところである。	農業大学校	308

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
	(2) 工事請負について ①令和6年度農業大学校本館渡り廊下防水工事について							
54	<p><b>【意見】複数者からの参考見積を徴収すべきこと</b> 令和6年度農業大学校本館渡り廊下防水工事について、起工にあたり、1者より参考見積を徴収し、参考見積から予定価格及び最低制限価格を算出して入札を行ったところ、7者が応札し、5者が最低制限価格を下回り失格という状況であった。このような状況にあって、そもそも予定価格が適正であったかについて疑問が生じる。1者からの見積り価格による価格決定は、企業努力による競争性を失う結果にもなり得ることから、複数からの見積りを徴収する必要がある。</p>	○	○			予定価格の設定については、必要に応じ複数者から参考見積書を徴収するなど、適性を担保していくこととした。	農業大学校	308
	3-5 林業技術センター							
	(1) 事務処理について							
55	<p><b>【意見】報償費の支払に係る事務処理を適正に行うべきこと</b> 報償費の支払にあたって、所得税の源泉徴収を行っているが、令和6年度において源泉徴収額表の誤った摘要欄の適用による事務処理が行われていた。令和7年度において、適正な処理が行われているが、このような事務処理が行われないよう、マニュアル等を整備し、併せて組織内で確認を行う体制を構築していくことが必要である。</p>	○	○			報償費の支払いについては現在は適正な処理を行っているが、誤った事務処理を未然に防ぐために、センター内で各自、会計管理課等の作成している資料及び通知を参考に、十分な確認を行うとともにグループ内で相互確認を行うなど適正な執行に努めていくこととした。	林業技術センター	311
	3-6-1 霞ヶ浦北浦水産事務所							
	(1) 委託費について ①令和6年度霞ヶ浦シラウオPR等委託について							
56	<p><b>【意見】審査担当者について検討すべきこと</b> 令和6年度霞ヶ浦産シラウオPR等委託については、地元漁協と漁業者が創出した生食用凍結シラウオ商品の本格販売に向け、商品のネーミング等を決めて、販売促進を図るためのPRを行うことを目的としたものであり、公募型プロポーザル参加型の入札により実施している。 プロポーザルの審査は、県職員の6名で担当していたところ、漁協や漁業代表者が審査に加わることで、より事業効果を有効に発揮できるものと思料される。 事業の効果が最大限期待できるよう、関係者の積極的な参加を促進していくことが有益である。</p>	○	○			今後、プロポーザルの審査については、事業効果が有効に発揮できるよう企業発案による商品（デザイン）の提案等県職員のみが審査を行うべきものと、販促活動の提案等県職員及び関係者が審査を行うべきものに分け、後者については関係者の積極的な参加を求めていくこととした。	霞ヶ浦北浦水産事務所	316
57	<p><b>【意見】業務内容と参加資格条件について検討すべきこと</b> 公募型プロポーザル参加方式による場合でも、具体的に指定した多様な業務内容を含めた仕様とし、参加条件資格に個別指定した多様な業務内容を含む一定期間における過去の実績のある者とした場合に、参加者が制限され、結局、応募する業者は限定的になるものと危惧される。 公募型プロポーザル参加方式により、広く提案を求めることを目指すのであれば、業務仕様についての具体的な仕様は最小限とし、あるいはデザインと販促活動とを分離する等、各々の分野での良い提案を募る方法も検討していくことが有益である。</p>	○	○			今後、公募型プロポーザル参加方式を採用する際には、広く提案を求められるよう業務に係る具体的な仕様は最小限にとどめるなど、各々の分野での良い提案を募る方法を検討していくこととした。	霞ヶ浦北浦水産事務所	316

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
第3章 総合的意見								
I 試験研究機関について								
58	<p><b>【意見】試験研究機関のあり方について</b></p> <p>試験研究機関における研究課題は、4年程度の中期計画を定め、中期計画に基づく単年度ごとの研究課題を設定しながら、活動を行っている。中期計画を策定するのは、実際の計画進行期前となり、1つの中期計画を目標として取り組む課題については、最短5年程度の関与が必要となるが、現状の県の人事異動の中にあっては、多くの研究に携わる職員が異動することになり、1つの課題を継続して専属で担える状況になっていないことから、目標の意図が十分機能していないことように感じられる。</p> <p>さらに、新品種や新技術の開発や種苗、種用家畜の生産にあたって、維持改良対象物の系統的特性や地域環境特徴を理解して取り組んで行くことが必要であるところ、これらの対象物には生物的な発情周期や気候的には四季による適期があり、一年で経験できる回数は1回から数回程度と、日常的に経験を積み重ねることは困難なものである。そのような中であって、短期的な異動の常態化で、これらの研究に対しての成果は限定的なものになるように思われる。</p> <p>研究の成果の充実を図っていく上で、研究課題に着眼した長期的な視点での配属を検討していくことが有益である。</p> <p>今日、インターネットやAIの普及により情報が容易に入手できる環境が整備されてきている。また、農家等が大規模化していくことにより経営者の試験研究機関に対するニーズが高度化されてくるものと思慮され、このニーズに応えていくために、試験研究機関の研究機能の向上にむけた取組が必要になる。</p> <p>研究機関の機能を高めていく上で、自律的に運営を行い、自らPDCAサイクルを回し、自分たちの仕事の効果が自分たちの評価にダイレクトに跳ね返る組織形態として地方独立行政法人化させる方向もあると思料される。地方独立行政法人は、公共上の見地から地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が直接実施する必要のないものの、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人である。</p> <p>地方独立行政法人を設立するメリットとして、優秀な人材の確保・育成、研究等の資金ルートの拡大、研究成果の向上、研究や勤務環境の改善に迅速に対応できる等が挙げられる。</p> <p>職員の身分についての整理、移行に伴う事務作業やコストが発生することがあるものと考えられるが、研究機関の研究機能の向上という観点から着眼した県の研究機関のあり方としては、検討に値するものと思料される。</p> <p>変化する社会環境の中で、県の試験研究機関が今後果たしていく役割について再確認を行い、必要な組織のあり方について検討を行っていく必要がある。</p>	○	○		<p>いただいた意見を踏まえ、効果的・効果的な人事配置について総務部と協議し検討するとともに、試験研究機関の機能強化について、政策効果が十分に発揮されることを第一に幅広い視点から必要な検討を行っていくこととした。</p>	畜産課 農業技術課 林政課 漁政課	337	

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
	Ⅱ 工事請負契約・委託契約について 1 農地局で行う委託契約について							
59	<p><b>【意見】競争性の確保に配慮していくべきこと</b> 農地局の土地改良区の換地業務については、茨城県土地改良事業団連合会に随意契約されている。土地改良区の換地業務は、土地改良換地士の関与が義務付けられているところ、土地改良換地士は、国家資格であるが、土地改良換地士が土地改良事業団連合会に属していることを登録要件としているものではないことから、土地改良事業団連合会以外にあっては、換地業務に携わる機会を喪失させていることにも留意が必要である。 また、設計業務委託においても、特定の8者が指名を受け、受注する状況となっている。</p> <p>業務における信用度を担保することは必要であるが、新規参入者が受注機会に加われない状況が継続している状況は、県内の受注者の競争機会を喪失させ、その成長を妨げる要因にもなることに留意していく必要がある。 新規の参入者の受注機会の創出について、検討していく必要がある。</p>	○	○			換地業務について、土地改良法において土地改良換地士が携わることとされており、県内で換地士が多く在籍し、様々な経験とノウハウを所有するのは茨城県土地改良事業団体連合会のみで、他業者で受注できる状況にないことから、換地業務について土地改良事業団体連合会との契約はやむを得ないと考えている。 設計業務委託については、これまでの農地局での受注実績を考慮し指名してきたが、新規参入者の受注機会の創出に向け、他機関での実績も参考にするなど指名業者の選定方法を変更していくこととした。	農地整備課	351
	2 農地局で行う工事請負契約について							
60	<p><b>【意見】競争性を確保していく観点から、参入機会の検討を行っていくべきこと。</b> 農地局の行う工事について、1者入札あるいは応札者が少ない事例が見られる。応札者が少ない原因には、同種・類似工事の施工実績を参加資格要件としていることから、新規参入者が増えないということも考えられる。 新規参入にあたっては、一定の参入プロセスが設定されているが、参入プロセスで経る対象工事の起工が少なく、工事規模による格付け基準でその対象工事にも応札できない等の障壁も見られる。新規参入者の受注機会を確保し、競争性を確保することからも、参加資格要件の考え方あるいはその運用方法について、検討をしていく必要がある。</p>	○	○			農地局発注工事において全体の26%が1者入札を占めるなど応札者が少ない傾向がみられることから、新規参入者の受注機会の確保と競争性の向上を図るため、入札参加の実績と認める工事の範囲の拡大など、入札の参加資格要件を変更していくこととした。	農地整備課	352
	3 予定価格の公表について							
61	<p><b>【意見】予定価格の事後公表を検討すべきこと</b> 県は、競争入札に付する予定価格を、工事及び委託において、事前に公表することとしている。 応札業者が減少している中において、落札率は上昇傾向が見られ、現に、1者入札の場合の落札は、9.9%を超過事例が表れている。 総務省では、事前公表による弊害として、落札価格が高止まりになること等をあげており、弊害が生じた場合には、事前公表を取りやめる旨の通知を出している。 応札者が減少し、落札率が上昇している状態を見ると、総務省の通知で示す弊害が生ずる恐れが高まっていると危惧される。事前公表の適否について、検討を行う必要がある。</p>	○	○			近年、応札参加者が少ない事例が生じているものの、落札率については、予定価格の公表以前から安定して推移していることから、予定価格の事前公表による競争性の低下や弊害が生じているとは認められない。 このため、現時点で制度の見直しを検討する必要はないものの、引き続き、入札結果の動向に注視しながら、必要に応じて制度の在り方を検討していくこととした。	農地整備課	357
	Ⅲ 補助金について							

令和7年度包括外部監査結果等への対応について（総括表）

	指摘・意見の内容	監査結果		対応措置等		指摘・意見に基づく措置等	担当課所	報告書のページ
		指摘	意見	短期	中長期			
		8	55	63	0			
62	<p><b>【意見】成長政策的補助について、実質的審査に着眼して取り組まれるべきこと</b>                      多くの成長政策的補助金において、補助対象は新たに取組活動や取得する設備等とされ、補助金申請にあたっては、その取組活動や取得設備に関わる経費や得られる効果を抽出し、その効果の目標年度を3年から5年程度の中で記載して申請されることになっている。</p> <p>補助対象資産の耐用年数は目標年度よりも長く、企業活動においては更に長期に及ぶことになる。補助金が有効に活用されていくことは、補助金が要綱に従って3年から5年程度の間に目標を達成していくことができるかと相まって、補助金申請者が政策目的を長期的に達成していけるかの視点が重要である。そのためには、申請者の現状の財務状況を把握し、その上で事業活動理念や方針、それを追求するための長期的な活動ビジョンと具体的な事業計画が設けられ、その位置付けの中で補助対象の取組活動や設備取得が果たす役割を分析した上で、補助金の審査が行われていくことが必要になってくるものと考えられる。</p> <p>また、補助金を申請するにあたっては、経費の全額が補助金として支給されるものではなく、補助申請者においても、その取組や設備取得に対し資金負担が生じるものである。補助金の対象となったことで、資金負担が大きくなることになり、企業全体の資金繰りの悪化を生じさせかねないことへの配慮も必要であると考えられる。</p> <p>多種多様な補助金が規模を拡大させながら用意されていく中であって、要綱に従って記載された申請書とともに事業者が継続的に政策目的の達成に取り組んでいけるか等に着眼し、補助金が有効的に活用されるよう取り組まれない。</p>	○	○		<p>補助金の審査にあたっては、国の補助金実施要綱等に基づき、チェック表を活用しながら、収支計画が適切かどうかなどについて、補助要件の確認を行っている。</p> <p>今後は、申請者の補助残に対する融資を確保できる見込みがあるか確認するため、必要に応じて、金融機関に照会することとした。</p> <p>さらに、令和8年度から目標未達成の原因を整理した事例集を作成し、関係者間で共有することで、長期的な視点も踏まえた審査の充実に努めることとした。</p>	産地振興課 畜産課	358	
IV 物品の管理について								
63	<p><b>【意見】物品の処分が適正に行われていることを確認できる措置を講ずべきこと</b>                      物品の処分状況について確認を行うと、帳簿上の処理は適正に執行されているが、備品自体の処分状況が確認できない状況であった。</p> <p>物品自体の処分についても、不法投棄や持ち出し等のリスクも伴うものであり、責任ある処分が求められる。物品台帳上の棄却で終結せず、備品そのものの処分についてもどのように処分がされているかについて追跡できるよう管理する必要がある。</p>	○	○		<p>棄却した備品については、処分状況が分かるように、備品台帳の余白に処分日・処分業者・処分方法を記載するほか、廃棄処理をした場合はマニフェストの保管を徹底することとした。</p>	農業技術課 山間地帯特産指導所 鹿島特産指導所	359	
		8	55	63	0			

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

令和6年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

年 度	テーマ	指摘 件数	措置状況			意見 件数	対応状況		
			措置 済	今回 措置	未 措置		対応 済	今回 措置	未 措置
6	基金等の管理と 運用について	29	29	—	—	33	30	2	1

行 経 第 105 号

令和 8 年 6 月 22 日

茨城県代表監査委員 澤田 勝 殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和 6 年度包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置について  
(通知)

令和 6 年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき通知する。

(様式3-2)

令和6年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 基金等の管理と運用について	担当部・課 農林水産部農村計画課
意見の概要	意見への対応
<p>1 茨城県ふるさと水と土基金</p> <p>(1) 基金活用について</p> <p>基金の平準化運用基準額に対する事業費の割合を鑑みるに、基金残額に見合う基金活用はできていない現状がある。事業の実施主体として取組が十分であるか、他に事業利用ができるものがないか見直し、基金活用を再検討すべきである。</p> <p>(2) 調査研究事業について</p> <p>同事業の活用要望が地域住民等からなかったため、基本的対策等を作成した具体的事例がなく、基金の事業の一つである調査研究事業による実績が乏しかった。他府県の状況を見るに本当に基本的対策等の必要がないか、また調査研究事業の内容が適切であるか再検討すべきである。</p>	<p>(1)、(2)</p> <p>これまで、本県における調査研究事業の活用は、情報収集を実施してきたのみだったが、他府県における取組状況の調査結果も踏まえ、今後は新たに地域資源の活用に係る調査・実証を行うなど、更なる基金の活用に取り組んでいくこととした。</p>

茨城県代表監査委員 澤田 勝 殿

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

令和2年度包括外部監査の結果に関する報告に基づく措置について  
(通知)

令和2年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、別添のとおり措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき通知する。

年 度	テーマ	指摘 件数	措置状況			意見 件数	対応状況		
			措置 済	今回 措置	未 措置		対応 済	今回 対応	未 対応
R2	教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	83	62	6	15	89	64	6	19

(様式 3 - 1)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p><b>【指摘 18】</b> 元本返還額についての事前調定を実施しているが、その付帯収入である延滞利息については、元本完済時に一括して請求を行っている。本来であれば、規定に基づいて延滞の事実が発生したときに、債務者に通知し、徴収しなければならない。</p> <p><b>【指摘 19】</b> 督促を行っても指定した期限までに納入がない場合、税外諸収入滞納処分執行調書の作成を徹底すべきである。</p> <p><b>【指摘 22】</b> 督促に応じない者に対し、財産調査を滞納から 6 か月以内を目安に行うべきである。</p>	<p>令和 4 年 3 月に改定した茨城県債権管理マニュアルに基づき、債務者に対し延滞金が加算されることを認識させるため、納入の通知や督促、催告を行う際には、納入が遅滞した場合は延滞金が加算される旨を告知するとともに、一定の期日現在における延滞金額を明示して告知することとした。 また、元本が完済された場合は、当該元本に係る延滞金額が確定するため、当該延滞金額について速やかに調定及び請求を行うこととした。</p> <p>令和 4 年 3 月に改定した茨城県債権管理マニュアルに基づき、督促を行っても指定した期限までに納入がない場合、督促発付 30 日後を目途に催告を行い、当該催告に応じない者については、速やかに財産調査及び強制執行等の措置を行い、税外諸収入滞納処分執行調書を作成することとした。</p> <p>令和 4 年 3 月に改定した茨城県債権管理マニュアルに基づき、督促を行っても指定した期限までに納入がない場合、督促発付 30 日後を目途に催告を行い、当該催告に応じない者については、速やかに財産調査及び強制執行等の措置を行うこととした。</p>

(様式3-1)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁総務企画部総務課、生涯学習課、文化課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>【指摘4】 教育委員会は、改革工程表の早期達成を図るべき立場にあるので、県派遣職員の削減、民間団体の参入促進への取組などにより積極的に努めるべきであるにもかかわらず、それらが不十分である。</p>	<p>令和3年度からの5年間で中央青年の家及びさしま少年自然の家の指定管理者が教育財団からNPO法人に変更となったことに伴い、同期間で派遣職員11名を削減した。</p>

(様式3-1)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁総務企画部総務課、生涯学習課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p><b>【指摘 11】</b> 県の外郭団体（出資団体等）ではない公益財団法人茨城県教育財団以外の法人が指定管理者となっている生涯学習センターは、県職員の派遣がなくても同様の指定事業を実施しており、公益財団法人茨城県教育財団に県の職員を派遣する必要性は低いと考える。</p>	<p>生涯学習センターにおける新たな指定管理者の選定にあたり、特殊性や専門性が必要な業務が含まれる水戸生涯学習センター及び鹿行生涯学習センターについては、引き続き茨城県教育財団を指定管理者としたが、これまでの指定管理期間中に当該財団のプロパー職員の人材育成が進んだことから、県派遣職員数については必要最低限とした。</p>

(様式 3 - 1)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p><b>【指摘 31】</b> 学校指定用品である制服・体操服等について、販売業者・製造業者との契約書等が作成されていない状況が見受けられている。公費に準じた取扱いや保護者等への説明責任という観点等からも選定過程資料及び契約書等の書面を保存することにより透明性を担保すべきである。</p>	<p>概ね3年に1度の頻度で各校を訪問している学校訪問において、これまで業者の選定方法や契約状況について聞き取りを行った結果を踏まえ、次回の学校指定用品の更新時など、学校の状況に応じて、定期的な契約業者の見直しや複数業者による見積合せを実施など、公費に準じた取扱いを積極的に導入するよう学校に対して、指導・助言を行った。</p>

(様式3-2)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課
意見の概要	意見への対応
<p><b>【意見5】</b> 貸付等の審査にあたっては、保証人の所得・資産等を確認する書類の提出を求めるなど、資力の確認を行うべきである。</p> <p><b>【意見6】</b> 保証人の確保が困難な者のために、機関保証制度の導入も検討すべきである。</p>	<p>令和4年3月に改定した茨城県債権管理マニュアルに基づき、保証人の支払い能力については、資力の状況が分かる資料（確定申告書の写しや、源泉徴収票、納税証明書、登記事項証明書等）を提出させるなどして、可能な限り客観的に保証人の実態を的確に把握した上で判断を行うこととした。</p> <p>また、債務不履行が発生する事態を想定し、あらかじめ債権の発生時点において債務者等から財産調査等に関する同意書を取得することとした。</p> <p>他県の導入状況について確認したところ、現時点では参考となる導入例は確認できなかったこと、また、機関保証を導入した場合には保証料相当額が貸与額から差し引かれ、利用者に与える影響が小さくないことから、現時点では本県独自の機関保証制度の導入は見送ることとした。</p> <p>一方で、保証人の確保が困難な者への対応は引き続き課題であることから、国に対しては、日本学生支援機構が契約している機関保証を自治体奨学金でも活用できるよう要望しているところである。</p> <p>今後も、国の動向や他県の状況を注視し、必要に応じて改めて検討することとした。</p>

(様式3-2)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁総務課、生涯学習課、文化課
意見の概要	意見への対応
<p><b>【意見4】</b> 公益財団法人茨城県教育財団にとって、指定管理者の選定結果は、団体の運営に多大な影響を与えることから、教育委員会は、公益財団法人茨城県教育財団に対して、指定管理ありきではない法人運営の在り方について検討するように、適切な指導監督をすることが必要である。</p>	<p>民間企業を含む実行委員会方式による展示会を企画するなど、民間団体等と連携した新たな事業に取り組む体制を構築した。</p>

(様式3-2)

令和2年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁総務企画部生涯学習課
意見の概要	意見への対応
<p><b>【意見7】</b> 中央青年の家は、指定管理者の地道な努力によって、表面的な美観は保たれているが、施設・設備の老朽化は顕著である。計画的な修繕はなされているが、給排水管などへの抜本的対応の遅れなどによる喫緊の修繕が必要となる可能性もあることから、指定管理者との連絡を密に行って必要な計画的修繕の見直しを実施されたい。</p>	<p>管財課による現地調査の上、長期保全計画の見直しを実施されたことから、今後は当該計画に基づき、引き続き指定管理者からの意見聴取を行いながら施設の修繕を計画的に対応していく。</p>

(様式 3 - 2)

令和 2 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	担当部・課 教育庁学校教育部高校教育課
意見の概要	意見への対応
<p><b>【意見 41】</b> 制服・体操服等の学校指定用品については、指定業者について定期的な見直しを実施すべきである。</p> <p><b>【意見 42】</b> 学校指定用品については、消費税率のアップに呼応して価格の改定が実施されている。しかし、価格の妥当性については何らの検討も実施されていない状況にあることから、このような機会を利用して、業者の選定、価格の見直し等を実施することを検討されたい。</p>	<p>概ね 3 年に 1 度の頻度で各校を訪問している学校訪問において、これまで業者の選定方法や契約状況について聞き取りを行った結果を踏まえ、次回の学校指定用品の更新時など、学校の状況に応じて、定期的な契約業者の見直しや複数業者による見積合せを実施など、公費に準じた取扱いを積極的に導入するよう学校に対して、指導・助言を行った。</p> <p>概ね 3 年に 1 度の頻度で各校を訪問している学校訪問において、これまで業者の選定方法や契約状況について聞き取りを行った結果を踏まえ、次回の学校指定用品の更新時など、学校の状況に応じて、定期的な契約業者の見直しや複数業者による見積合せを実施など、公費に準じた取扱いを積極的に導入するよう学校に対して、指導・助言を行った。</p>